

304-237



1200501368865



×
複
写



始



繊維製品に関する統制諸規定_及要解

経済学博士 松井辰之助 編



株式会社 芝川商店調査課 發行

序に代へて

興亞の非常時に、わが聖戦の目的達成の爲め、國家が人的及物的資源を統制運用する根本指導原理が、私共國民の精神動員にあることは申す迄もありません。

この意味に於て私共産業人が、自肅自戒、國策に順應し、各々其の分野に於て、國家に寄與することは最も愉快なる義務でなければなりません。弊店が松井先生の本書を世に出します微意も亦茲に存します。

各位の御参考となり、御役に立ちましたならば誠に仕合せに存じます。

昭和十四年四月十日

株式會社 芝川商店

大阪商科大學助教授 松井辰之助編

纖維製品に関する統制諸規定及要解



535



株式會社 芝川商店 調査課 發行

304
237

は し が き

支那事變を動機とする經濟への統制以來、これが法令は相次いで累積し、いまや尤大な紙數にのぼつてゐる。業務の執行にあつてこれら法令の參考が一日も忽せに出來ない今日の實務家にとつては、この尤大にして複雑な法令集を繰りひろげることは、相當に厄介なこととおもはれる。編者自身もわが國統制經濟の研究に際して悩まされてゐる一人である。

この些やかな書物は、これら多忙な實務家のために、必要な事項の法令を、ほと遺漏なく一目瞭然と知悉せしめ、その全體を通觀せしめるとともに、法令の詳細内容を法令集について求めしめるための、手引として編纂したものである。大方の實務家にとつて、この要解書が聊かにも便宜を提供するならば幸甚である。

昭和十四年四月十日

大阪商科大學經營學研究室にて

編 者 識

この書の見方

一、本書は、總類において「物資並に纖維一般に関する統制諸規定」を、第一類以下第七類までにおいて、「綿」「毛」、「パルプ」、「人絹」、「ス・フ」、「麻」、「絹」それぞれに関する統制諸法規を並立的に収載した。

二、従つて、例へば、

「綿」に関しては、「總類」と第一類〔綿〕とを、「毛」に関しては、「總類」と第二類〔毛〕とを、といふがごとく、それぞれ参照せられたい。

三、法令の内容を窺はむとする際は、本書を手懸りとして法令集を繕かれない。

四、本書の収録法令は昭和十四年四月八日現在までの分を収む

目次

總類	物資並に纖維一般に関する統制諸規定	一
第一類	綿に関する統制	九
第二類	毛に関する統制	二二
第三類	パルプに関する統制	二九
第四類	人絹に関する統制	三一
第五類	ス・フに関する統制	三九
第六類	麻に関する統制	四七
第七類	絹に関する統制	五三
附録	統制經濟關係法規一覽	五七

細目次

總類 物資並に纖維一般に關する統制諸規定

- 第一 物資統制の基本的諸規定……………一
- 甲 基本法律……………一
- 乙 基本法律の運用上の諸規定……………一
- 第二 基本法律に據る物資一般に關する諸規定……………二
- 第三 基本法律に據る纖維一般に關する諸規定……………四
- 第四 參考關係諸規定……………六

第一類 綿に關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………九
- 第二 生産に關する統制……………二
- 第三 國內配給に關する統制……………五
- 第四 價格に關する統制……………七
- 第五 統制團體……………八

第二類 毛に關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………二
- 第二 生産に關する統制……………一
- 第三 國內配給に關する統制……………三
- 第四 價格に關する統制……………五
- 第五 統制團體……………七

第三類 パルプに關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………二
- 第二 生産に關する統制……………九
- 第三 國內配給に關する統制……………九
- 第四 價格に關する統制……………二
- 第五 統制團體……………〇

第四類 人絹に關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………一
- 第二 生産に關する統制……………一
- 第三 國內配給に關する統制……………五
- 第四 價格に關する統制……………六
- 第五 統制團體……………七

第五類 ス・フに關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………三
- 第二 生産に關する統制……………九
- 第三 國內配給に關する統制……………一
- 第四 價格に關する統制……………二
- 第五 統制團體……………四

第六類 麻に關する統制

- 第一 輸出入に關する統制……………四
- 第二 生産に關する統制……………七

第三 国内配給に関する統制 五〇

第四 価格に関する統制 五〇

第五 統制團體 五一

第七類 絹に関する統制 五三

第一 輸出入に関する統制 五三

第二 生産に関する統制 五三

第三 国内配給に関する統制 五四

第四 価格に関する統制 五四

第五 統制團體 五五

附録 統制經濟關係法規一覽

國家總動員法 五七

資金調整關係法規 五七

物資調整關係法規 五七

第一 總則 五八

第二 織維 五八

第三 燃料 五八

第四 金屬 五九

第五 化學製品 六〇

第六 その他の物資 六一

物價調整關係法規 六一

貿易調整關係法規 六一

爲替管理 六二

船舶管理 六二

戦時税制 六三

(目次終)

總類 物資 竝に 纖維一般に関する統制諸規定

第一、物資統制の基本的諸規定

甲、基本法律

◎輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 (謂ゆる臨時措置法)

昭和十二年九月十日法律第九十二號

施行期日 昭和十二年九月十日

昭和十三年五月二十四日法律第八十五號改正

本法は支那事變終了後一年内に廢止するもの

要旨

支那事變に關し國民經濟の運行確保のため

指定物品の輸出または輸入の制限または禁止

輸入の制限その他の事由に因る需給調整

1、製造に關する命令または制限

2、配給、譲渡、または、消費に關する命令

需給調整協議會の組織

基本法律の運用上の諸規定

昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依ル職務執行ノ體裁ニ關スル件 (臨時措置法に基く)

昭和十三年四月九日商工省令第十四號

施行期日 昭和十三年四月九日

昭和十二年法律第九十二號

(輸出品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律) 第三條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル件

(臨時措置法に基く)

一三工局第二〇四二號、昭和十三年五月三十日商工省工務局長通牒



◎需給調整協議會令——(臨時措置法に基く)

昭和十三年五月二十四日勅令第三百六十六號

施行期日——昭和十三年五月二十四日

◎需給調整協議會規則——(臨時措置法に基く)

昭和十三年五月二十五日勅令第二百六十六號

施行期日——昭和十三年五月二十五日

◎臨時物資調整局官制

昭和十三年五月七日勅令第三百二十四號

施行期日——昭和十三年五月七日

◎臨時物資調整局分課規程

昭和十三年五月九日より施行

第二、基本法律に據る物資一般に関する諸規定

◎臨時輸出入許可規則——(臨時措置法に基く)

昭和十二年十月十一日商工省令第二十三號

施行期日——公布日

昭和十二年十一月六日商工省令第二十九號改正

昭和十二年十二月二十四日商工省令第三十三號改正

昭和十三年三月二十三日商工省令第十號改正

昭和十三年七月一日商工省令第四十七號改正

昭和十三年七月二十九日商工省令第六十九號改正

昭和十三年八月二十九日商工省令第七十七號改正

別表甲號輸出制限品目中

羊毛、山羊毛、駱駝毛、毛又は毛入の屑もしくは故の纖維、屑織糸、屑糸、襪襪。屑の綿纖維。

苧麻、ラミー、黄麻、屑の麻纖維、麻織糸、麻糸、麻の襪襪、故麻線、麻繩索、麻組紐、麻組繩等。

臨時輸出入許可規則第六、七條ニ依ル輸入並ニ輸出許可申請書書式

◎重要物資在庫數量調査規則——(臨時措置法に基く)

昭和十二年十一月二十二日商工省令第三十一號

施行期日——昭和十二年十一月二十二日

適用品目中

人絹用バルブ(セロファン用を含む)

棉花

羊毛(ノイル及反毛を除く)

亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黄麻

調査票提出義務者

1、輸入業者

2、販賣業者(品目により資格條件を異にす)

3、それらを原料とする製造業者(同前)

◎輸出品原材料承認書交付規則

昭和十三年十二月二十九日商工省令第六十六號

施行期日——昭和十四年一月十日

◎輸出品原材料ノ轉用阻止ニ關スル件——(臨時措置法に基く)

昭和十三年十二月二十九日商工省令第七十七號

施行期日——昭和十四年一月十日

◎輸出品用原材料承認書交付規則第三條第一項ノ規定ニ依ル物品指定ノ件

昭和十三年十二月二十九日商工省令第七十五號

昭和十三年七月九日商工省令第五十六號

施行期日——公布日

昭和十三年七月二十八日商工省令第六十八號改正

昭和十三年十二月十三日商工省令第三十三號改正

昭和十三年七月二十八日商工省令第二十八號

◎物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日指定ニ關スル件

昭和十三年七月二十八日商工省令第二十八號

昭和十三年八月六日商工省告示第二百三十號改正
 昭和十三年八月十九日商工省告示第二百四十五號改正
 昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十九號改正
 昭和十三年九月三日商工省告示第二百五十八號改正
 昭和十三年十月八日商工省告示第二百九十四號改正
 昭和十三年十月十八日商工省告示第三百號改正
 昭和十三年十月二十七日商工省告示第三百十三號改正
 昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十號改正
 昭和十四年三月四日商工省告示第四十七號
 物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件
 一三商第九三九九號昭和十三年七月九日商工省通牒
 物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件
 昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十一號
 物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件
 一三商第一〇三七二號商務局長通牒

第三、基本法律に據る纖維一般に關する諸規定

◎纖維工業設備ニ關スル件——(臨時措置法に基く)
 昭和十三年二月十二日商工省令第五號
 施行期日——昭和十三年二月十八日
 要旨
 綿、羊毛、人造絹糸、ス・フを原料とする糸、織物、または、莫大小の製造機械の新設、増設を爲さんと
 するものは地方長官の許可を要す
 纖維工業設備ニ關スル件第二項ニ依り製造機械指定ニ關スル件
 昭和十三年二月十二日商工省告示第三十二號
 昭和十三年十二月十日商工省告示第三百五十八號改正
 纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一三工第一七〇二號昭和十三年二月十日商工省工務局長通牒
 纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件
 一三工局第七七五號昭和十三年二月二十四日商工省工務局長通牒
 ◎各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件
 一三工第二六四七號昭和十三年四月十二日商工省通牒
 ◎絲配給統制規則——(臨時措置法に基く)
 昭和十四年一月二十三日商工省令第七號
 施行期日——昭和十四年二月一日
 昭和十四年三月二十九日商工省令第十五號

要旨
 1、綿絲配給統制規則は、罰則適用の點を除き、廢止す。
 2、商工大臣指定の絲を原、材料とする製造工業者は、地方長官または商工大臣指定の統制團體の割當數量を超え使用し得ず、(圓ブロック外輸出品製造のための場合はこの限りではない)。
 3、地方長官または統制團體は工業者に割當數量に相當する割當票(切符)を交付する。
 4、割當票(切符)引換に依らざる絲の賣買を禁ず。
 絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件
 昭和十四年一月二十三日商工省告示第十號
 昭和十四年三月二十九日商工省告示第六十三號
 昭和十四年四月一日商工省告示第六十七號改正
 既に指定されたる配給統制糸
 綿糸
 ス・フ糸
 人造絹糸
 毛糸(姑く紡毛糸等を除く)

絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件
 昭和十四年一月二十三日商工省告示第十一號
 絲割當配給をなし得る統制團體

大日本紡績聯合會
 日本綿織物工業組合聯合會
 日本タオル工業組合聯合會
 大日本英大小製造工業組合聯合會
 日本絹織物工業組合聯合會
 日本人造絹織物工業組合聯合會
 日本ス・フ織物工業組合聯合會
 大日本毛織物工業組合聯合會
 日本網織物工業組合聯合會
 日本麻織物工業組合聯合會
 日本綿織品工業組合聯合會
 日本綿織品工業組合聯合會
 全國電線工業組合聯合會
 全國購買組合聯合會
 昭和十四年一月二十三日現在にて以上十三團體。
 外に、商業者を含む十四團體を加へ、合計二十七團體を委員として纖維配給協議會を組織す。

第四、参考關係諸規定

◎物價委員會令

昭和十三年四月二十一日勅令第二百七十六號
 施行期日——公布日
 昭和十三年六月二十二日勅令第四百三十一號改正
 昭和十四年二月二十八日勅令第三十六號改正
地方物價委員會規則
 昭和十三年四月二十二日、商工省令第十六號
 施行期日——物價委員會令施行日
物價調查委員會令
 昭和十三年八月九日勅令第五百八十二號

施行期日——公布日
物價調查委員會施行ニ關スル件

昭和十三年八月十日商工省通牒
 ◎暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件——(謂ゆる暴利取締令)
 大正六年九月一日農商務省令第二十號
 昭和十二年八月三日商工省令第十號改正
 施行期日——昭和十二年八月三日
 昭和十二年十月二十六日商工省令第二十六號改正
 昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正
 施行期日——昭和十三年七月十四日、但第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス
暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締省令ノ取扱方ノ件
 昭和十二年八月十六日、商工、農林、内務連名通牒一二商第一三三〇號

第一類 綿に関する統制

第一、輸出入に関する統制

法令

〔臨時措置法〕(前掲一頁参照)

〔臨時輸出入許可規則〕(前掲二頁参照)

輸出制限品中——屑の綿織維

〔重要物資在庫数量調査規則〕(前掲三頁参照)

調査票提出義務者——棉花輸入業者

〔輸出綿製品配給統制規則〕——(臨時措置法に基く)

昭和十三年六月三十日商工省令第四十號

昭和十三年七月二十一日商工省令第六十一號改正

昭和十三年八月二十五日商工省令第七十六號改正

昭和十三年十月十七日商工省令第八十六號改正

昭和十四年三月四日商工省令第十四號改正

要旨

一、輸出品またはその原・材料としての綿絲・綿織物の製造をなし得る者は紡績業者ニ別表中號とす

但し、甲號者が他人に委託製造せしめることは可

二、綿絲・綿織物の區別

1、そのまま直ちに輸出品たるところの絲・織物ニ輸出品

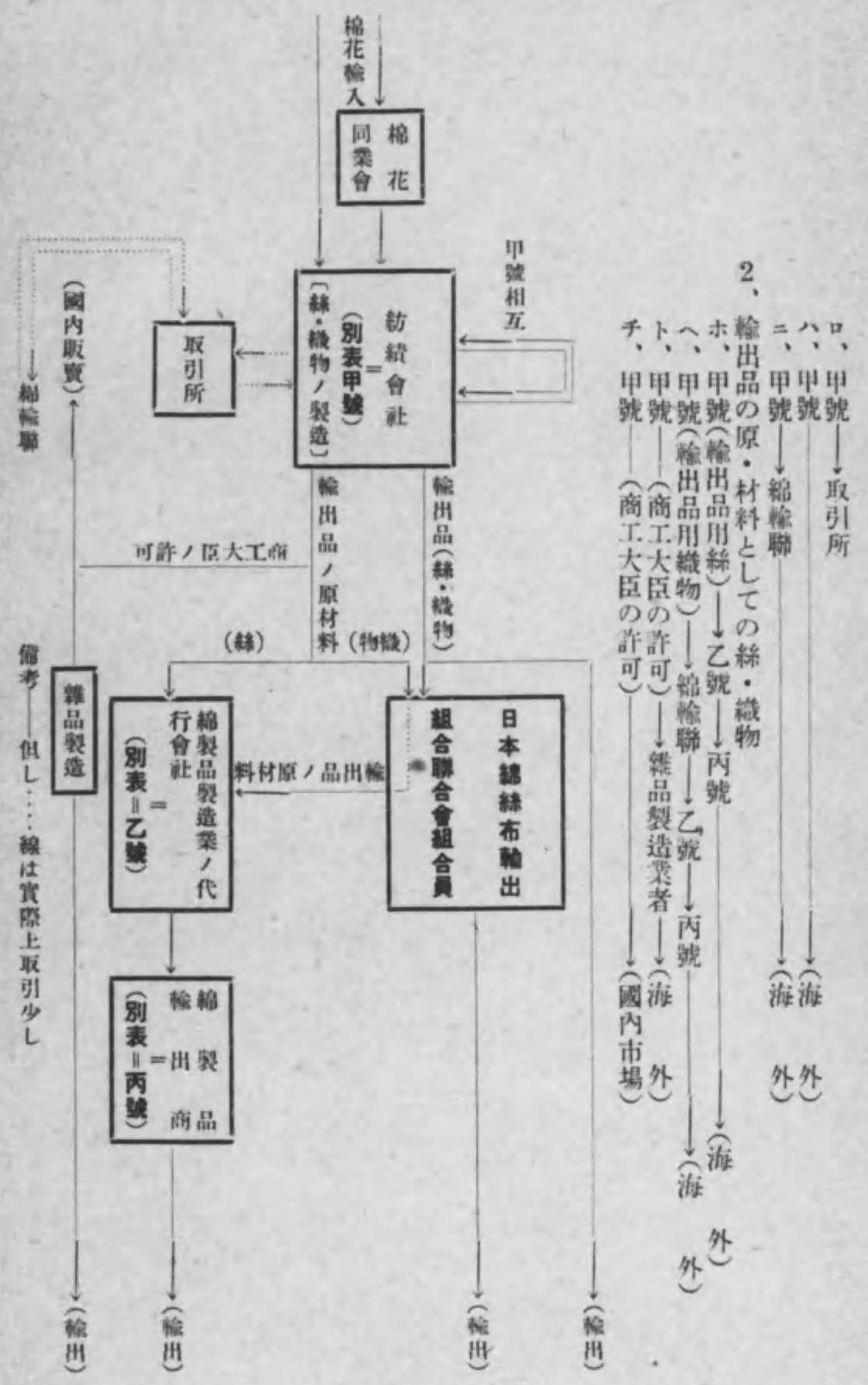
2、輸出品の原・材料としての絲・織物ニ輸出品の原・材料

三、配給系統

1、輸出品としての絲・織物一般

イ、甲號——甲號





「輸出綿製品配給統制規則施行ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五十二號

「輸出ニ適セザル廣幅綿織物ノ處置ニ關スル件」

昭和十三年四月一日商工省商務局長一三商第三八三四號

統制

輸出入リンク制

説明

「臨時措置法」に基き、「輸出綿製品配給統制規則」に依る

昭和十三年七月一日實施

リンク商品

輸出ニ綿製品、輸入ニ棉花

リンクの性質

- 1、輸出義務ニ輸入權利制
- 2、個人リンク制——主體、紡績會社
- 3、數量リンク制

關係團體

- 日本總糸布輸出組合聯合會
- 甲號團體——紡績業者八十一
- 乙號團體——綿製品製造業者またはその組合の代行會社七
- 丙號團體——輸出組合十一の組合員

リンク方法

- 1、紡績會社自ら輸出せる時
- 2、綿糸、綿織物を綿糸布輸出組合員もしくは特殊綿製品工業者に引渡したる時
- 3、紡績會社が商工大臣の許可を受け輸出の目的をもつて第三者に引渡したる時
含有棉花量に相當する爲替許可を與へる

リンク割當率

1、糸——一定換算率に原棉を算定する

輸出義務期間

2、織物——一反當り原系使用量を査定し、同様方法で原棉を算定する

輸出相手國

綿糸——二ヶ月以内

綿布——三ヶ月以内

加工品——五ヶ月以内

圓ブロック向輸出除外

綿糸布輸出組合聯合會所屬組合組合員は、綿糸——前月起算過去六ヶ月間の販賣數量の平均一ヶ月分、綿織物——同じく平均二ヶ月分、以上の數量手持をなし得ず

第二、生産に関する統制

法令

「臨時措置法」(前掲一頁参照)

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

「調査票提出義務者——棉花を原料とする製造業者にして常時月額千斤以上を使用するもの

「纖維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「纖維工業設備ニ關スル件第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」

昭和十二年十二月二十七日商工省令第三十五號

實施期日——昭和十三年二月一日

昭和十三年五月十八日商工省令第二十三號改正

昭和十三年六月二十九日商工省令第二十七號ニテ廢止

廢止

昭和十三年六月十日商工省令第三十一號

昭和十三年二月十二日商工省令第三十三號

昭和十三年三月十日商工省令第六十七號

昭和十三年三月三十一日商工省令第九十一號

昭和十三年五月十八日商工省令第四十一號

昭和十三年五月十八日商工省令第四十一號

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十七號

實施期日——公布日

昭和十三年十一月十四日商工省令第九十四號改正

要旨

綿糸、綿織物、または、綿メリヤスは、純、ス・フ混用ともに、輸出品(圓ブロック向を除く)の外、製造することを得ず。

但し、特別の事情により地方長官の許可を得たる場合を除く。この省令に伴ひ、「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」は廢止

本令施行の際の仕掛中のものは本令より除外

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五十六號

要旨

軍需用品は、「綿製品の製造制限に関する件」第一項但書「特別の事情」によりその製造を許可す。

右の許可は、綿絲は紡績の承認數量、綿織物および綿メリヤスは綿絲配給統制規則により商工大臣の指定團體が割當てたる數量を限り、これをなす。

仕掛中のものとは

綿絲——混綿以後の工程に在るもの

綿織物——整理以後の工程に在るもの

綿メリヤス——編成用原絲の巻返し以後の工程に在るもの

「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十八號

「綿製品ノ加工制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五五號

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調整第九一號昭和十三年七月十四日臨時物資調整局次長通牒

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調整第一七七號昭和十三年七月十六日臨時物資調整局第四部長通牒

「綿製品ノ販賣並ニ加工ノ制限ニ關スル兩省令ノ制限ニ拘ラス販賣シ又ハ加工ヲ爲スコトヲ得ルノ件」

昭和十三年七月二十一日商工省令第六十二號

「綿絲綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ニハ許可ヲ要スベキ件」

昭和十三年七月二十九日商工省令第七十號

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調整第二四〇號昭和十三年八月二十三日臨時物資調整局第四部長通牒

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調整第三五一號昭和十三年九月二十六日臨時物資調整局第四部長通牒

「綿製品ノ製造制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調整第四五一號昭和十三年十月十三日臨時物資調整局第四部長通牒

第三、國內配給に關する統制

「絲配給統制規則」(前掲、五頁參照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」(前掲、五頁參照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」(前掲、五、六頁參照)

「綿絲配給統制規則」

昭和十三年三月一日商工省令第六號

昭和十四年二月一日より施行の糸配給統制規則に依り廢止、但し期間の適用については従前の例に依る

「綿絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ニ關スル件」

昭和十三年三月一日商工省令第四十八號

昭和十三年四月二日商工省令第九十四號

昭和十三年十一月二日商工省令第三百二十九號

「綿絲配給統制規則施行ニ關スル件」

一三調整第二九八號昭和十三年三月十日商工省工務局長通牒

「綿絲販賣價格取締規則」(臨時措置法に基く)

昭和十三年五月二十日商工省令第二十四號

昭和十四年一月九日商工省令第一號改正

要旨(後掲一七頁をも併せ參照)

指定綿絲は、輸出註文の場合を除き、五ヶ月以上の先物賣買をなし得ず(第三條)

「綿製品ノ販賣制限ニ關スル件」(臨時措置法に基く)

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十九號

昭和十三年七月二十九日商工省令第七十一號改正

昭和十三年十一月十四日商工省令第九十五號改正

要旨

綿絲、綿織物、綿メリヤス(すべてス・フ混用のものをも含む)は、小賣を除き、商工大臣の指定者

臣、小賣については地方長官の許可を受けたる場合を除く。
4、指定物品中、他の法令により最高販賣価格の定められたるものは、特に本則による旨の指定なき場合に限りその最高販賣価格による。
右の「1」によつて指定せられたる物品の中

綿絲、綿織物、綿メリヤス、綿絲を原料とせる紐、繩、網、綱、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース。

指定年月日、昭和十三年六月二十八日（この指定は、「物品販賣價格取締規則第一條」による）

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省通牒一三商第九三七九號

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件」（前掲、四頁参照）

「暴利取締令」（前掲、七頁参照）

適用品目中

棉花

綿絲、綿布帛、その他の綿製品

綿製被服及身廻用細貨類

第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

棉花同業會

大日本紡績聯合會——紡聯

日本綿絲布輸出組合聯合會——綿輸聯

輸出綿製品配給統制規則による別表丙號各團體

二、生産に關する主要統制團體

大日本紡績聯合會——紡聯

日本綿織物工業組合聯合會——綿工聯

日本輸出織物染色工業組合聯合會——染工聯

三、配給に關する主要統制團體

輸出綿製品配給統制規則による別表乙號に該當する各團體

纖維配給協議會——昭和十四年一月十八日成立、委員團體二十七

纖維配給統制に關する諸團體——昭和十四年一月二十三日現在、「紡聯」外、計十二團體

依據法令——

「絲配給統制規則」

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」

備考

（綿需給調整協議會（臨時措置法により昭和十三年六月十五日成立）と、併行的に、綿絲消費統制協議會存在したりしも、

昭和十四年一月十八日前掲の纖維配給協議會に改組さる。）

日本綿糸元賣商業組合

第二類 毛に関する統制

第一、輸出入に関する統制

法令

「臨時措置法」(前掲一頁参照)

「臨時輸出入許可規則」(前掲二頁参照)

輸出制限品中——羊毛、山羊毛、駝駱毛、毛又は毛入の纖維屑、織糸、屑絲、襪襖。

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

調査票提出義務者——羊毛(ノイル及反毛を除く)輸入業者

統制

羊毛リンク制

臨時輸出入許可規則に従つた同業者自治制

A、實施年月——十三年三月十五日。毛布リンク制は八月一日

B、リンク商品——輸出||毛製品(カード又はコムしたるもの、毛糸、毛織物、メモリヤス及同製品
毛布、膝掛、肩掛、襟卷)、輸入||羊毛

C、リンク制の性質——輸出先行||輸入權利制

個人リンク制(主體——毛糸紡績會社)

數量リンク制

- 1、カード又はコムしたる羊毛は百四十封度をもつて原毛一俵(三百封度)とす
- 2、毛糸は梳毛糸は百三十封度、紡毛糸は五百二十封度を原毛一俵とす
- 3、梳毛糸のみの毛織物、肩掛、襟卷は百五封度、經糸に梳毛糸のみを用ひ緯糸に紡毛糸を用ひたる毛織物は百八十五封度、その他は二百十封度
- 4、梳毛糸のみを用ひたるメモリヤス及び同製品(肩掛襟卷を除く)は九十五封度
- 5、毛布、膝掛、紡毛糸の肩掛、襟卷、メモリヤス及同製品は百八十封度をもつ

要旨

以下、すべて、輸出品(圓ブロックを除く)または輸出品用原材料としての場合、および、地方長官の許可を得たる場合を除き、左の制限を受く

一、梳毛糸の太さの制限

メートル式番手にて左の通り製造を制限す
九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番、五十二番、六十番、六十四番、七十二番

二、梳毛糸の混紡

ス・フ等の、毛または綿以外の、繊維を重量割合にて次の割合にて混紡すること

五割、六割、七割、八割、九割

三、紡毛糸の混紡

輸出品(圓ブロックを除く)及びその原材料を除き、同様ス・フ等を二割以上を混紡のこと

四、毛織物、毛莫大小の混用

ス・フ等の混用割合

梳毛織物

紡毛織物

毛布、膝掛、肩掛及襟巻

其の他

毛莫大小

五、輸出品または輸出品用原材料として製造したる毛糸、毛織物、毛莫大小を買受けたるものは地方長官の許可を得たる場合の外、本邦および圓ブロック向に轉用販賣することを得ず

五割以上
三割以上
二割以上
五割以上

「毛製品ステープル・ファイバー等混用規則施行ニ關スル件」(臨時措置法に基く)

一三調四部第一六六號昭和十三年七月七日臨時物資調整局第四部長通牒

一三調四部第一九四號昭和十三年七月二十日臨時物資調整局第四部長通牒

一三調四部第三四八號昭和十三年九月二十六日臨時物資調整局第四部長通牒

「毛織物製造制限規則」(臨時措置法に基く)

昭和十三年十一月二十五日商工省令第百一號
施行期日——昭和十三年十二月二十日

要旨

一、本則で毛織物とは羊毛、山羊毛、駱駝毛を重量割合一割以上を含む織物を云ふ

二、毛織物の製造は大日本毛織物工業組合聯合會へ登録の織機でなければ出来ぬ

三、地方長官指定の休業日は製造をなし得ず

四、一日に付十一時間(休憩時間を含む)を超えて製造し得ず

五、織機の封緘——第五、六、七條にて登録織機に一定の封緘を行ふ

「毛織物製造制限規則施行ニ關スル件」

一三調整第三七四三號昭和十三年十二月二十四日臨時物資調整局第四部長通牒

第三、國內配給に關する統制

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁參照)

調査品目中——羊毛(ノイル及反毛を除く)

調査票提出義務者——常時月額五千斤以上を販賣する販賣業者

「絲配給統制規則」(前掲五、六頁參照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」(前掲五、六頁參照)

「絲配給統制規則第一條第二項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」(前掲五、六頁參照)

毛糸配給統制の機構はおよそ左の如し

- 一、絲配給統制規則に基き毛糸配給を切符制とする
- 二、統制客體——梳毛織糸、メリヤス毛糸、手編毛糸、(紡毛糸及び國產原料加工の毛糸等を除く)
- 三、梳毛織糸、メリヤス毛糸、手編毛糸の生産量割當の併行
- 四、使用割當基準——過去の實績主義から設備主義へ、過渡的に兩者の併用
- 五、配給機構

梳毛織絲、メリヤス用毛絲——日本毛絲元賣卸商組經山
 手編毛絲——元賣……毛絲元賣卸商組第一部經山（但し、手編毛糸に限り自治配給、割當決定）
 卸賣……日本手編毛絲卸商組經山
 小賣……日本手編毛絲小賣商組經山（權者は未定）

六、配給統制上、

梳毛絲工組（未設）……羊毛工業會中の梳毛絲紡績業者
 紡毛絲工組聯（既設）……従來の會員以外に羊毛工業會中の紡毛絲紡績業者を新に加入せしめる

「毛製品ステープル・ファイバー等混用規則」（前掲二三、二四頁参照）

要旨

輸出品または輸出品用原材料たる毛絲、毛織物、毛莫大小を、地方長官許可の場合を除き、團プロツク内に販賣し得ず
 「毛襪配給統制規則」（臨時措置法に基く）
 昭和十四年二月二十四日商工省令第十三號
 施行期日——昭和十四年二月二十七日

要旨

- 一、本則に毛襪とは、羊毛、山羊毛、駱駝毛を重量割合五割以上を含む毛製品の襪または履を云ふ
- 二、毛製品製造業者または反毛業者は、商工大臣指定の統制組合以外より毛襪を買受けまたは他人所有のものを受入れ得ず
 例外——1、軍より受入れるとき
 2、輸入するとき
 3、毛製品製造業者または反毛業者にして毛襪の販賣業を営むものが、販賣の目的で買受くるとき
 4、特別の事情により地方長官の許可を受けたるとき
- 三、前項の例外の場合を除き、統制組合所屬以外のものは、毛製造業者または反毛業者に毛襪を販賣し得ず

「毛襪配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル統制組合指定ノ件」

昭和十四年二月二十四日商工省告示第三十六號

指定統制組合

日本毛織再生原料商業組合

第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」（前掲三、四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ニ關スル件」（前掲三頁参照）

要旨

適用品目中、左の物品は、但書の例外の場合を除き、昭和十三年六月二十八日の販賣價格を超えて販賣することを得ず

- 一、羊毛、山羊毛または駱駝毛を原料とする絲
- 一、前項の絲を原料とする織物及莫大小
- 一、前二項の物品を原料とする紐、繩、網、綱、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「毛絲販賣價格取締規則」（臨時措置法に基く）

昭和十三年八月二十四日商工省令第七十五號

昭和十四年一月九日商工省令第二號改正

「毛絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リ毛絲ノ種類及最高價格ニ關スル件」

昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十八號

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百三十七號改正

「毛絲販賣價格取締規則施行ニ關スル件」

一三調第四七三號臨時物資調整局次長通牒

「暴利取締令」(前掲七頁參照)

適用品目中

羊毛其他の鳥獸毛
毛絲、毛布帛及びその他の毛製品、毛製被服及身廻用細貨類

第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

日本羊毛輸入統制協會

日本毛糸輸出組合

日本毛織物輸出組合

二、生産・加工に關する主要統制團體

日本羊毛工業會

日本紡毛糸工業組合聯合會——紡工聯

大日本毛織物工業組合聯合會——毛工聯

大日本英大小製造工業組合聯合會——英工聯

三、配給に關する主要統制團體

纖維配給協議會

内需毛製品需給調整協議會

日本毛糸元賣卸商業組合聯合會

日本毛織物元賣商業組合

第三類 パルプ (人絹およびス・フ川) に關する統制

第一、輸出入に關する統制

法令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁參照)

適用品目中——人絹用パルプ(セロファン用を含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統制

人絹リンクク制——(第四類 人絹に關する統制の項參照)

ス・フリンクク制——(第五類 ス・フに關する統制の項參照)

第二、生産に關する統制

第三、國內配給に關する統制

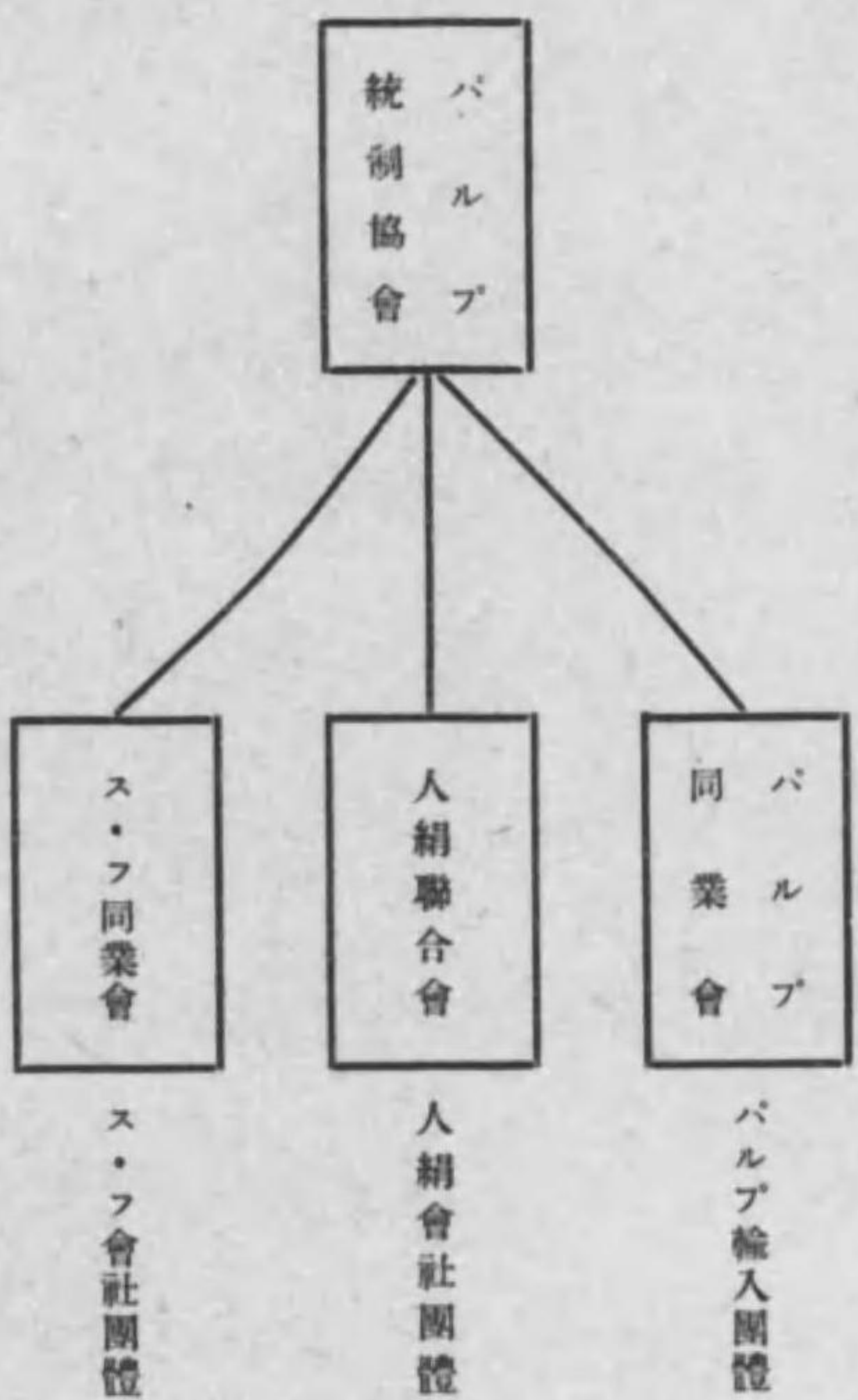
第四、價格に關する統制

「暴利取締令」(前掲七頁參照)

適用品目中——パルプ

第五、統制團體

人絹バルブ統制協會
バルブ調整組合



第四類 人絹に関する統制

第一、輸出入に関する統制

法令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用バルブ(セロファンを含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統制

人絹リンク制

説明

同業者自治統制

昭和十三年七月二十二日、官民協議會(商工省、人絹職、人絹工職、人商職、人絹輸聯)にて決定の人絹製品輸出振興策

に基く自治的統制

實施期

人絹糸——昭和十三年七月一日

人絹織物——昭和十三年十月一日

リンク商品

輸出Ⅱ
人絹糸(個人リンク)
人絹布(團體リンク)
人絹雑品および布帛製品(個人リンク)
人絹入メリヤス(個人リンク)

輸入Ⅱ
バルブ

リンクの性質

1、輸出義務Ⅱ輸入權利制

- 2、人絹糸——個人リンク制……主體、人絹會社
- 人絹織物——團體リンク制……主體、人絹聯
- 3、數量リンク制

關係團體
(人絹バルブ統制協會)
(バルブ調整組合)

- 日本人絹聯合會
- 日本絹人絹糸布輸出組合聯合會
- 日本輸出絹人絹商業組合聯合會
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 日本絹織物工業組合聯合會

リンク方法

人絹糸——輸出免狀入手の人絹會社にバルブ輸入權生ず
人絹織物——人絹工聯所屬組合員が製品を、輸聯所屬組合員および日本輸出布帛製品株式會社に引渡したる時、バルブ輸入權が人絹聯合會に生ず

リンク割當率

- 1、人絹糸——百封度につきバルブ百四十封度
- 2、人絹製品——含有人絹糸百封度につきバルブ百五十五封度

輸出義務期間
輸出商責任

- 人絹糸——個々の契約
- 人絹織物——輸出組合員——一ヶ年

(従つて人絹工聯より人商聯に引渡しの時は、この規定は適用されず)

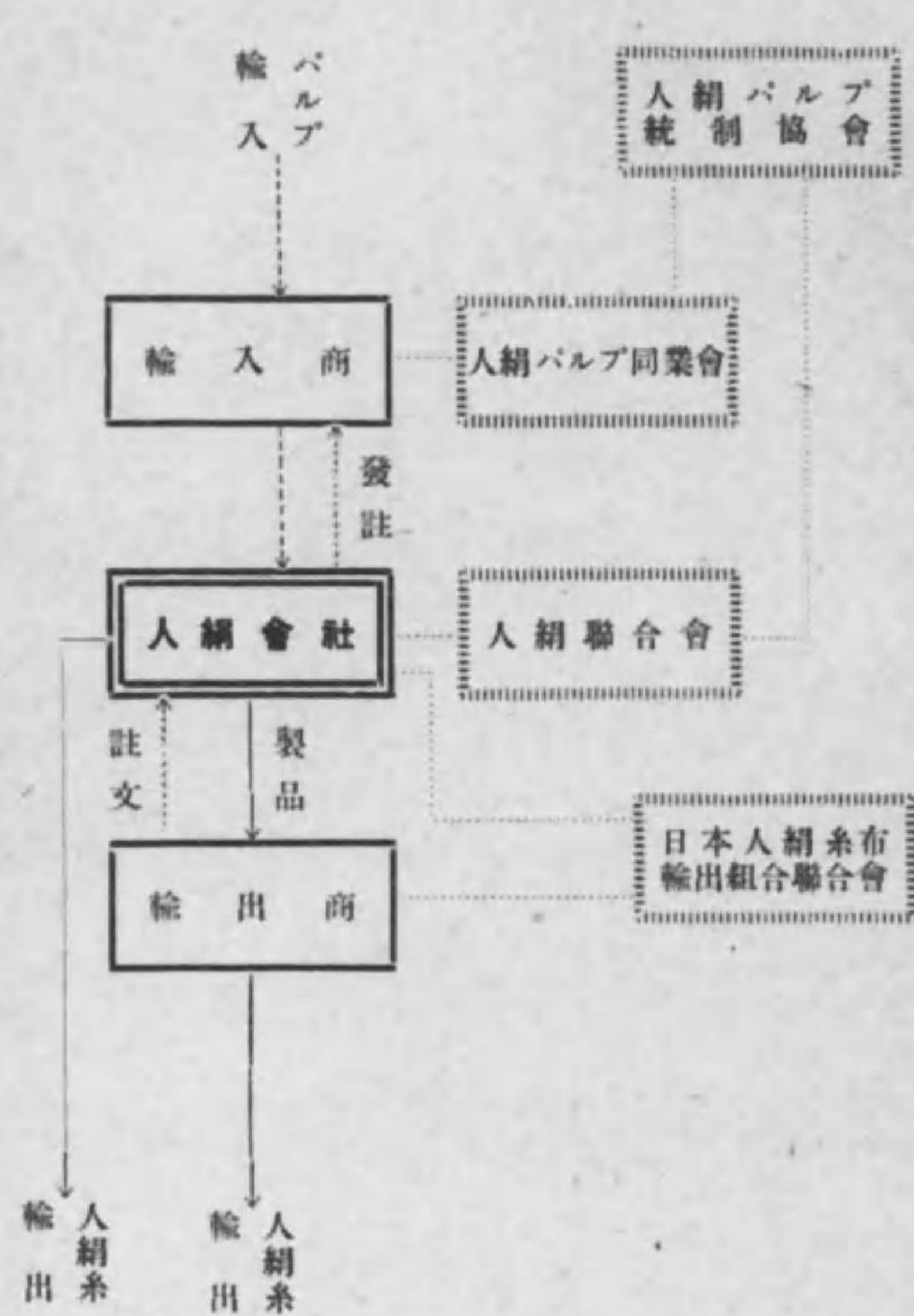
輸出相手國
圓ブロック向輸出除外

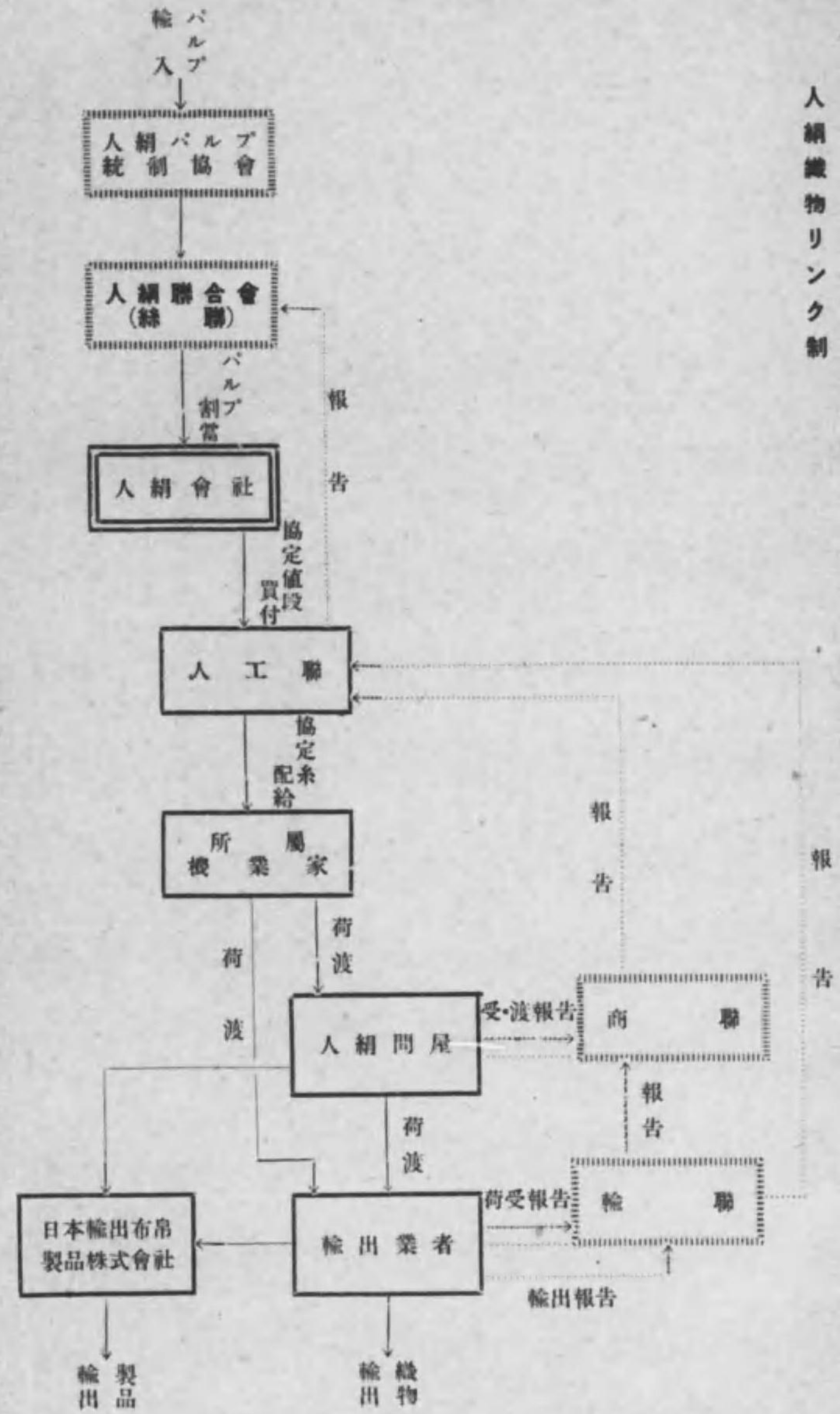
見返りバルブの内地向流用禁止

在荷制限量を越えた製品保有者には過怠金または取引停止
手持數量規定

- 1、輸聯組合員——商聯組合員を兼ねるものにも、昭和十三年一月——五月各月平均輸出數量の二ヶ月分
- 2、人商聯組合員——輸聯組合員を兼ねるものにも、昭和十三年一月——五月の各月平均輸出數量の二ヶ月分を、輸聯組合員保持數量の總和に按分比例せしめたる數量

人絹糸リンク制





第二、生産に関する統制

「重要物資在庫数量調査規則」(前掲三頁参照)
適用品目中——人絹用バルブ(セロファン用を含む)

調査票提出義務者——原料とする製造業者

「繊維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「繊維工業設備ニ關スル件第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「繊維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件」(臨時措置法に基く)

昭和十三年七月二十三日商工省令第六十四號

實施期日——昭和十三年七月二十五日

要旨

人造絹糸の太さの制限

- ビス——一、二〇、一五〇、二〇〇、二五〇、三〇〇デニール
 - マルチ艶有——七五、一〇〇、一二〇デニール
 - マルチ艶消——七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール
 - ペンベルグ——三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール
 - マテザ——四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール
- 例 外——1、圓プロック外の輸出品
2、地方長官の許可を受けたる場合

第三、國內配給に関する統制

「重要物資在庫数量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用バルブ(セロファンを含む)

調査票提出義務者——販賣業者

「人造絹絲販賣價格取締規則」(臨時措置法に基く)

昭和十三年七月二十三日商工省令第六十九號

昭和十四年一月九日商工省令第四號改正

要旨

指定人造絹絲の六ヶ月以上の先物賣買の禁止

「絲配給統制規則」(前掲五頁参照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」(前掲五頁参照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」(前掲五、六頁参照)

第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」(前掲三頁参照)

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日指定ニ關スル件」(前掲三、四頁参照)

要旨

商工大臣指定物品中——人造絹糸およびその製品

商工大臣指定年月日——昭和十三年六月二十八日

右物品の價格は右指定年月日の價格を超えて販賣し得ず

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「人造絹絲販賣價格取締規則」(臨時措置法に基く)

昭和十三年七月二十三日商工省令第六十三號

實施期日——昭和十三年七月二十五日

昭和十四年一月九日商工省令第四號改正
實施期日——昭和十四年一月九日

要旨

商工大臣告示の種類の人造絹絲は、告示の最高價格を超えて販賣し得ず

例外——輸出(團ブロック向輸出を除く)の場合、または、商工大臣の許可の場合

「人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リ人造絹絲ノ種類及最高價格指定ニ關スル件」

昭和十三年七月二十三日商工省令第九十九號

「人造絹絲ノ種類及最高價格指定中改正ノ件」

昭和十四年一月四日商工省令第二號

「人造絹絲ノ種類及最高價格指定中改正ノ件」

昭和十四年三月一日商工省令第四十一號

「暴利取締令」(前掲七頁参照)

適用品目中

人絹絲、人絹布帛およびその他の人絹製品

人絹製被服および身廻用細貨類

第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

人絹バルブ統制協會

バルブ調整組合

バルブ同業會

日本人絹聯合會——絲聯

日本絹人絹絲布輸出組合聯合會——人絹聯

日本輸出絹人絹商業組合聯合會——人商聯

日本人造絹織物工業組合聯合會——人工聯

日本絹織物工業組合聯合會——絹工聯

二、生産に関する主要統制團體

- 日本人絹聯合會
- 日本人造絹織物工業組合聯合會——人工聯
- 日本絹織物工業組合聯合會——絹工聯
- 日本輸出織物染色工業組合聯合會——染工聯

三、配給に関する主要統制團體

- 纖維配給協議會
- 日本人絹糸元賣商業組合
- (全國人絹特約店組合聯合會)

第五類 ス・フに関する統制

第一、輸出入に関する統制

法令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用バルブ(セロファン用を含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統制

ス・フリントク制

同業者自治統制

昭和十三年十月一日に遡及實施

リンク商品

輸出——ス・フ製品(ス・フ、ス・フ糸、ス・フ織物、その他のス・フ製品)

輸入——バルブ

リンクの性質

輸出義務——輸入權利制

個人リンク制——主體、製造業者

數量リンク制

關係團體

(人絹バルブ統制協會)

(バルブ調整組合)

大日本紡績聯合會

日本ス・フ紡績工業組合

- 日本ス・フ製造工業組合
- 日本ス・フ輸出組合
- 日本絹人絹糸布輸出組合
- 日本綿糸布輸出組合聯合會
- 日本對印雜貨輸出組合聯合會

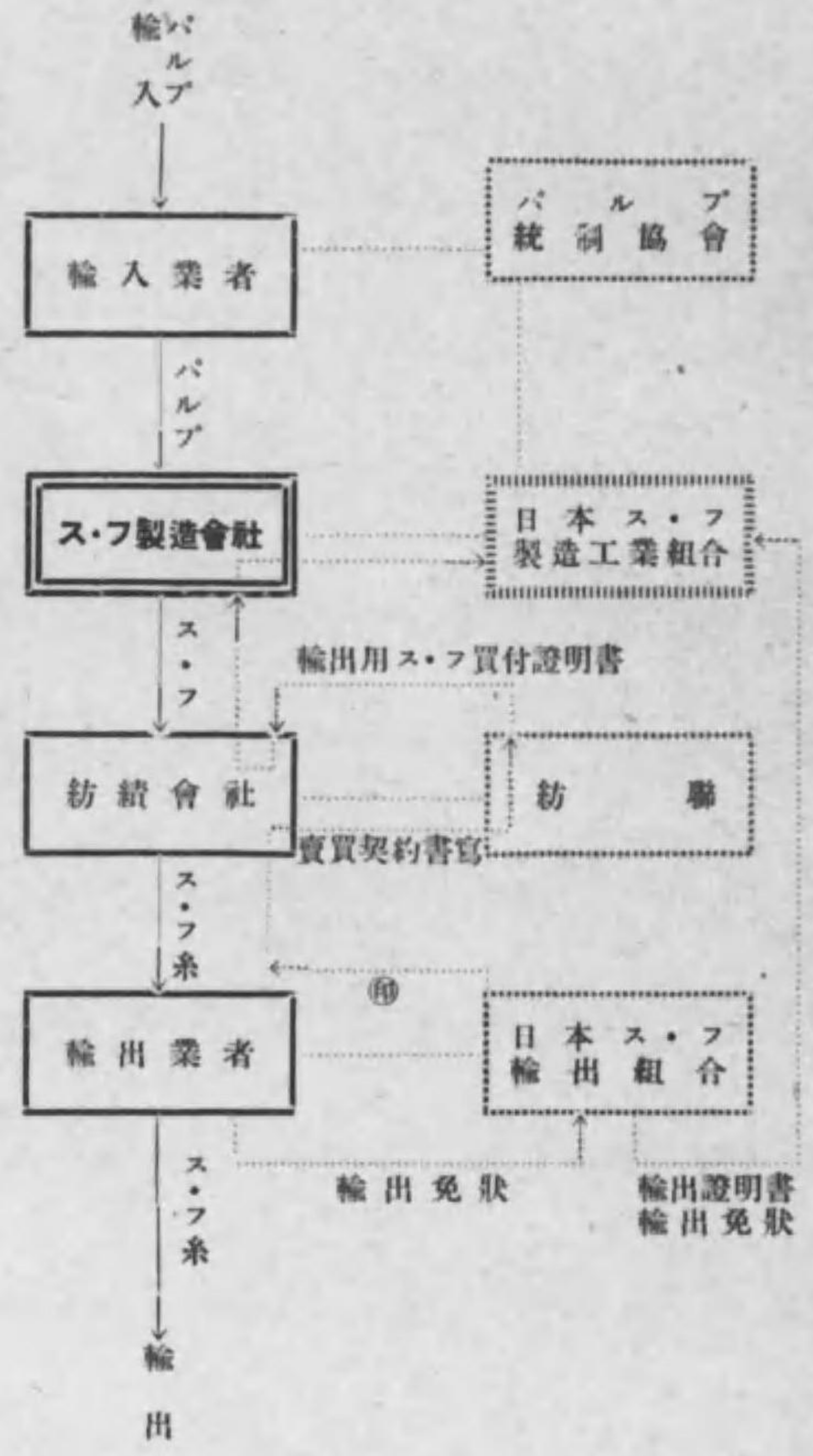
リンク方法
 1、ス・フ、ス・フ糸——輸出せられたる時
 2、ス・フ織物——人絹輸聯、綿輸聯にス・フにス・フ製品の引渡されたる時、及び、雜品會社、メリヤス會社にス・フ糸、布の引渡されたる時、夫々、ス・フ製造會社に輸入權生ず

- リンク割當率
- 1、ス・フ百封度につき、バルブ百三十五封度
 - 2、ス・フ糸百封度につき、バルブ百四十五封度
 - 3、ス・フ織物百封度につき、バルブ百六十封度
 - 4、ス・フメリヤス同製品
- 有雜品、百封度につき バルブ百四十五封度

輸出相手國
 圓ブロック向輸出除外

- 條件規定
- 1、輸出免狀の轉賣禁止
 - 2、ス・フ製品の範圍
- 1、ス・フ
 2、ス・フ糸（混紡または混然糸を含む）
 3、ス・フ織物（交織物を含む）
 4、ス・フ莫大小（混編物を含む）
 5、ス・フ含有のタオル及同雜品

ス・フリンク制（二例）
 紡聯關係のス・フ糸リンク制



第二、生産に関する統制

「重要物資在庫數量調査規則」（前掲三頁参照）
 適用品目中——人絹用バルブ（セロファン用を含む）
 調査票提出義務者——原料とする製造業者

- 「織維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)
 - 「織維工業設備ニ關スル件第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」(前掲四頁参照)
 - 「織維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件」(前掲四頁参照)
 - 「織維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件」(前掲五頁参照)
 - 「各種織物ノ織維別種類ニ關スル件」(前掲五頁参照)
 - 「ステープル・ファイバーノ番手制限ニ關スル件」
- 昭和十三年六月十五日商工省令第三十二號
 實施期日——昭和十三年六月十八日

要旨

ス・フ絲の番手を次の通り制限——

- 單糸——英式番手 一〇、一六、二〇、三〇、四〇
- 双糸——同 二〇、三〇、四〇、六〇、八〇

例外——地方長官の許可の場合

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則並ニステープル・ファイバー絲番手制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三訓第一〇六號臨時物資調整局次長通牒

第三、國內配給に關する統制

- 「糸配給統制規則」(前掲五頁参照)
 - 「糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」(前掲五頁参照)
 - 指定配給統制系中——ステープル・ファイバー絲
 - 「糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」(前掲五頁参照)
 - 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則」——(臨時措置法に基く)
- 昭和十三年六月十五日商工省令第三十一號
 實施期日——昭和十三年六月十八日

昭和十四年一月九日商工省令第三號改正
 實施期日——昭和十四年一月九日

要旨

指定ス・フ、および、ス・フ絲は五ヶ月以上の先物賣買を禁ず

例外——輸出の場合または商工大臣の許可を得たる場合

第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」(前掲三、四頁参照)
 「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日指定ニ關スル件」(前掲三、四頁参照)

要旨

商工大臣指定物品中——ス・フ絲、および、その製品

商工大臣指定年月日——昭和十三年六月二十八日

右物品の價格は右指定年月日の價格を超えて販賣し得ず

- 「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)
 - 「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」(前掲四頁参照)
 - 「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)
 - 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則」——(臨時措置法に基く)
- 昭和十三年六月十五日商工省令第三十一號
 實施期日——昭和十三年六月十八日

昭和十四年一月九日商工省令第三號改正
 實施期日——昭和十四年一月九日

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー絲販賣價格取締規則並ニステープル・ファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三訓第一〇六號臨時物資調整局次長通牒

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸ノ種類及最高價格ニ關スル件

- 昭和十三年六月十五日商工省告示第百六十號
- 昭和十三年八月五日商工省告示第百二十九號改正
- 昭和十三年八月十五日商工省告示第百四十號改正
- 昭和十三年九月二日商工省告示第百五十七號改正
- 昭和十三年十月二十七日商工省告示第百三十四號改正
- 昭和十三年十二月十日商工省告示第百五十九號改正

要旨

ス・フ、および、ス・フ糸は、商工大臣指定の最高價格を越ゆるを得ず

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ノ件」
昭和十四年一月四日商工省告示第一號

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ノ件」
昭和十四年二月一日商工省告示第二十一號

「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ノ件」
昭和十四年三月一日商工省告示第四〇號

「暴利取締令」(前掲七頁參照)

適用品目中

ステープル・ファイバー、ス・フ糸、ス・フ布帛およびその他のス・フ製品

ス・フ製被服および身廻用細貨類

第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

人絹バルブ輸入統制協會

バルブ調整組合

二、生産に關する主要統制團體

(大日本人造纖維工業會)

日本ス・フ製造工業組合

日本ス・フ紡績工業組合

日本人造絹織物工業組合聯合會

日本ス・フ織物工業組合聯合會

日本綿織物工業組合聯合會

日本ス・フ織物染色工業組合聯合會

日本輸出絹織物工業組合聯合會

日本ス・フ織物浸染工業組合聯合會

日本ス・フ織物擦染工業組合聯合會

日本輸出絹織物工業組合聯合會

日本ス・フ織物擦染工業組合聯合會

染工聯

三、配給に關する主要統制團體

纖維配給協議會

日本ス・フ元賣商業組合

日本人纖維元賣商業組合

日本綿糸卸商業組合聯合會

大阪綿織物卸商業組合

大阪人絹織物卸商業組合

第六類 麻に関する統制

第一、輸出入に関する統制

法令

「臨時措置法」(前掲一頁参照)

「臨時輸出入許可規則」(前掲二頁参照)

要旨

輸出制限品目中

別表甲號中

苧麻、ラミー、黄麻

屑もしくは故の麻纖維、麻屑織絲、麻屑絲

故の麻線、麻繩索、麻組紐、麻組繩(トリムミングに屬するものを除く)

麻の權證

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黄麻

調査票提出義務者——輸入業者

統制

麻リンク制

同業者自治統制

昭和十三年六月一日より實施

リンク商品

輸出||輸出和紙

輸入||マニラ麻

リンクの性質

輸出義務制
團體リンク制——主體、和紙輸出振興會
數量リンク制

關係團體

和紙輸出振興會
日本マニラ麻工業組合聯合會
日本黄麻工業組合（設立中）

リンク方法

- 1、原料の配給は輸出和紙の受注者に對して行はれる
- 2、原料の配給は、和紙輸出振興會發行の配給票に對して行はれる
- 3、輸出證據書類を和紙輸出振興會に提出、同會より主務省にこれを報告、逐次、原料マニラ麻の輸入許可を受く

リンク割當率

製品百貫に付原料依數

紙布用原紙	六・二五	機械製典具粘紙	六・二五
水性用紙布原紙	A 四・〇〇	コロンペーパー	四・九〇
	B 三・〇〇	カーボン紙	二・一〇
縮體原紙	四・九〇	謄寫原紙	三・五〇
コッビー紙	A 一・四〇	烏ノ子紙	三・五〇
	B 六・二五		
	C 二・一〇		
テープ類	六・二五		

（一依は二百斤——三十二貫入り）

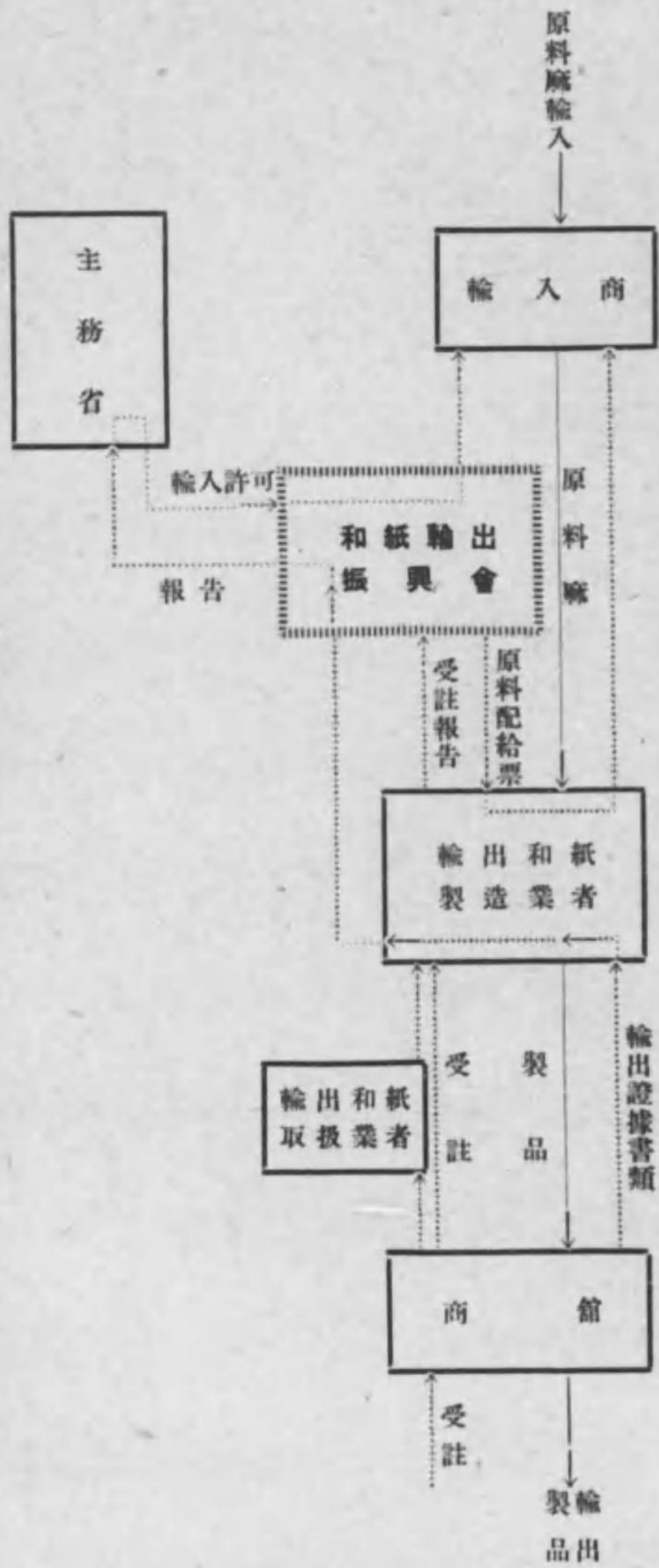
義務規定

- 甲、輸出用として配給せられたマニラ麻は、これを他の目的に使用し、または、轉賣することを不得、違反したるものは配給停止
- 1、縮體、コッビーブック等の加工品に使用されたるもの 四ヶ月
 - 2、紙布用として使用されたるもの 三ヶ月
 - 3、紙のまま輸出されたるもの 二ヶ月

乙、輸出用として配給せられたマニラ麻は、これを他の目的に使用し、または、轉賣することを不得、違反したるものは配給停止

輸出相手國
圓ブロック向輸出除外

麻（和紙）リンク制



第二、生産に關する統制

〔重要物資在庫數量調査規則〕（前掲三頁參照）
 適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻
 調査票提出義務者——常時月額五千斤以上を原料とする製造業者
 〔各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件〕（前掲五頁參照）

第三、國內配給に關する統制

〔重要物資在庫數量調査規則〕（前掲三頁參照）
 適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻
 調査票提出義務者——常時月額五千斤以上を販賣する販賣業者

第四、價格に關する統制

〔物品販賣價格取締規則〕（前掲三頁、一七頁參照）
 〔物品販賣價格取締規則ニ關スル取扱方ニ關スル件〕（前掲四頁參照）
 〔物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件〕（前掲三、四頁、一七頁參照）
 要旨
 商工大臣指定物品中、左の物品は、指定年月日の販賣價格を超えて販賣し得ず
 指定物品中——麻製品
 指定年月日——昭和十三年七月八日
 指定物品——大麻
 指定年月日——昭和十三年八月十七日
 〔物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件〕（前掲四頁參照）
 〔物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件〕（前掲四頁參照）

〔暴利取締令〕（前掲七頁參照）
 適用品目中——麻、麻糸、麻布帛、および、麻製品、麻製被服及身廻用細貨類、紙およびその製品

第五、統制團體

- 一、輸出入に關する主要統制團體
 和紙輸出振興會
 日本マニラ麻工業組合聯合會
 日本黃麻工業組合（設立中）
- 二、生産に關する主要統制團體
 日本マニラ麻工業組合聯合會
 日本黃麻工業組合（設立中）
- 三、配給に關する主要統制團體

第七類 絹に関する統制

第一、輸出入に関する統制

第二、生産に関する統制

第三、國內配給に關する統制

五四

第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件改正ノ件」
昭和十四年三月四日商工省告示第四十七號

要旨

左の物品は、商工大臣の指定年月日における販賣價格を超えて販賣し得ず

指定物品中——絹織物、および、その他の絹製品

例外——同規則第一項の二または第一項の三に該當するもの

指定年月日——昭和十四年一月十日

参照

この改正の原規則は左の通り

「物品販賣價格取締規則」——（前掲三、四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件」

- 昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號
- 昭和十三年八月六日商工省告示第二百三十號改正
- 昭和十三年八月十九日商工省告示第二百四十五號改正
- 昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十九號改正
- 昭和十三年九月三日商工省告示第二百五十八號改正
- 昭和十三年九月八日商工省告示第二百九十四號改正
- 昭和十三年十月十八日商工省告示第三百號改正
- 昭和十三年十月二十七日商工省告示第三百十三號改正
- 昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十號改正
- 昭和十四年三月四日商工省告示第四十七號改正

「暴利取締令」（前掲七頁参照）

適用品目中——絹布帛およびその他の絹製品（生糸を除く）
絹製被服および身廻用細貨類

第五、統制團體

五五

附録 統制經濟關係法規一覽

この附録に収めた統制經濟關係法規一覽は、支那事變後に出でたる直接の統制諸法規である。従つて、事變以前から、引續き存在するものは省略した。例へば、重要産業統制法、貿易組合法、工業組合法、商業組合法の如きその例である。

國家總動員法

- 〔國家總動員法〕 昭和十三年三月三十一日法律第五十五號
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム
- 〔國家總動員法施行期日ニ關スル件〕 昭和十三年五月三日勅令第三百十五號
- 〔國家總動員法ハ昭和十三年五月五日ヨリ之レヲ施行ス〕
- 〔國家總動員審議會官制〕 昭和十三年五月三日勅令第三百十九號
- 〔總動員補償委員會規程〕 昭和十三年七月一日法律第四百七十四號
- 〔工場事業管理令〕 昭和十三年五月三日勅令第三百五十八號
- 〔陸軍軍需監督官令〕 昭和十三年一月十四日勅令第三十號

資金調整關係法規

- 〔臨時資金調整法〕 昭和十二年九月十日法律第八十六號
- 〔臨時資金調整法施行令〕

〔臨時資金調整法施行細則〕

- 昭和十二年九月二十四日勅令第五百二十七號
- 昭和十三年八月十三日勅令第五百九十號改正
- 〔臨時資金調整委員會官制〕 昭和十二年九月二十五日勅令第四百九十八號
- 〔臨時資金審査委員會官制〕 昭和十二年九月二十七日勅令第五百三十六號
- 〔臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ニ關スル件〕 昭和十二年九月二十一日臨時資金調整委員會審議決定
- 昭和十三年一月十八日 同 改正決定
- 昭和十三年八月八日 同 改正決定
- 〔自治的資金調整標準則〕 昭和十二年八月九日
- 昭和十三年八月一部改正
- 〔臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ關スル件〕 昭和十三年十二月十日大藏省令第六十八號
- 〔昭和十四年國內資金調査規則〕 昭和十三年十二月十日大藏省令第六十九號

- 〔產金法〕 昭和十二年八月十一日法律第五十九號
- 〔產金法施行令〕 昭和十二年八月二十三日勅令第四百五十四號
- 〔金委員會官制〕 昭和十二年十一月二十六日勅令第六百七十一號
- 〔金使用規則〕 昭和十二年十二月二十八日大藏省令第六十號
- 昭和十三年八月二十六日大藏省令第五十一號改正
- 〔金貨幣及金塊保有狀況調査規則〕 昭和十三年十月二十五日大藏省令第六十四號
- 〔兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律〕 昭和十三年三月三十一日法律第六十四號
- 昭和十四年四月一日法律第五十八號改正
- 〔臨時通貨法〕 昭和十三年五月三十一日法律第八十六號

物資調整關係法規

- 第一 總則——(本書の「總類」を見よ)
- 第二 織維——(本書の「織類」乃至「第七類」を見よ)
- 第三 燃料
 - 〔揮發油及重油販賣取締規則〕 昭和十三年三月七日商工省令第八號
 - 昭和十三年十一月二十五日商工省令第百號改正
 - 〔石油ノ消費規正ニ關スル件〕

- 昭和十三年三月十六日商工省通牒一三燃一第六二六號
- 〔石油ノ消費規正ニ關スル件〕 昭和十三年五月二十五日商工省通牒一三燃一第一五九二號
- 〔揮發油及重油販賣取締規則ニ於ケル重油ノ範圍ニ關スル件〕 昭和十三年三月二十六日商工省通牒一三燃一第七五五號
- 〔除塵用重油ニ關スル件〕 昭和十三年三月三十一日商工省通牒一三燃一第八九七號
- 〔揮發油及アルコール混用法〕 昭和十二年四月一日法律第三十九號
- 〔揮發油及アルコール混用法施行令〕 昭和十三年四月二十二日勅令第二百八十四號
- 〔揮發油及アルコール混用法施行規則〕 昭和十三年四月二十三日商工省令第十七號
- 〔揮發油及アルコール混用法第一條第二項ノ規定ニ依ル揮發油ニアルコールヲ混入ス可キ割合ニ關スル件〕 昭和十三年七月三十一日商工省令第二百二十二號
- 〔揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項ノ期間及割合ニ關スル件〕 昭和十三年四月二十五日商工省令第二百二十二號
- 〔石炭配給取締規則〕 昭和十三年九月十九日商工省令第八十號
- 昭和十三年十月五日商工省令第八十五號改正

第四 金屬

- 〔鐵鋼配給取締規則〕 昭和十三年六月二十日商工省令第三十三號
- 昭和十三年九月十二日商工省令第七十八號改正
- 昭和十三年九月三十日商工省令第八十四號改正
- 〔鐵鋼配給取締規則第二條ノ規定ニ依ル團體指定ニ關スル件〕 昭和十三年六月二十九日商工省令第六十八號
- 昭和十三年七月四日商工省令第七十六號追加
- 昭和十三年七月二十一日商工省令第九十七號追加
- 昭和十三年七月三十日商工省令第二百二十四號追加
- 昭和十三年八月十八日商工省令第二百四十四號追加
- 昭和十三年九月十四日商工省令第二百七十號追加
- 昭和十三年十月二十一日商工省令第三百三號追加
- 昭和十三年十一月二十四日商工省令第三百四十一號改正
- 昭和十四年二月十七日商工省令第三十號改正
- 昭和十四年三月三日商工省令第四十四號改正
- 〔鐵鋼配給取締規則第九條ノ規定ニ依ル會社及團體指定ニ關スル件〕 昭和十三年六月二十九日商工省令第六十九號
- 昭和十三年七月三十日商工省令第二百二十三號改正
- 〔鐵鋼工作物製造許可規則〕 昭和十三年十月一日商工省令第二百九十號改正

- 昭和十二年十月十一日商工省令第二十四號
- 昭和十三年七月十一日商工省令第五十七號改正
- 〔鐵鋼工作物製造許可規則第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定ニ關スル件〕 昭和十三年七月十一日商工省令第八十七號
- 〔工作物ニ關スル鐵鋼使用制限方針採擷〕 昭和十二年十月九日商工省通牒第一四一二號
- 〔鐵鋼鑄物ノ製造制限ニ關スル件〕 昭和十三年四月二十五日商工省令第十九號
- 昭和十三年六月二十九日商工省令第三十四號改正
- 〔鐵鋼鑄物ノ製造制限ニ關スル物品指定ノ件〕 昭和十三年四月二十五日商工省令第二百二十一號
- 昭和十三年六月二十九日商工省令第六十五號追加
- 〔鐵鋼鑄物ノ製造制限ニ關スル件運用方針〕 商工省通牒
- 〔鋼製品ノ製造制限ニ關スル件〕 昭和十三年七月八日商工省令第四十九號
- 〔鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定ニ關スル件〕 昭和十三年七月八日商工省令第八十號
- 〔工作機械供給制限規則〕 昭和十三年七月二十日商工省令第六十號
- 〔鋼使用制限規則〕 昭和十二年十一月六日商工省令第二十八號
- 昭和十三年四月二十三日商工省令第十八號改正
- 昭和十三年八月一日商工省令第七十三號改正
- 〔鋼使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件〕

件

- 昭和十三年八月一日商工省令第二百二十七號
- 〔白金使用制限規則〕
- 昭和十二年十二月二十八日商工省令第三十六號
- 〔白金使用制限規則運用方針二關スル本省通達様本〕
- 昭和十二年十二月二十八日商工省通達様本第二一〇八號
- 〔鉛・亞鉛・錫等使用制限規則〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第五十一號
- 〔錫屑配給統制規則〕
- 昭和十三年十一月二十一日商工省令第九十七號
- 〔錫屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル統制會社指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十四日商工省令第三百四十二號
- 〔銅・鉛・錫等配給統制規則〕
- 昭和十三年十一月二十二日商工省令第九十九號
- 〔銅・鉛・錫等配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル統制團體指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十二日商工省令第三百三十八號
- 〔銅・鉛・錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル統制組合指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十二日商工省令第三百三十九號
- 〔銅・鉛・錫等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル統制會社指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十二日商工省令第三百四十號

第五 化學 製品

- 〔臨時肥料配給統制法〕
- 昭和十二年九月十日法律第九十一號
- 〔臨時肥料配給統制法施行令〕
- 昭和十二年十一月二十二日勅令第六百六十九號
- 〔臨時肥料配給統制法施行期日ニ關スル件〕
- 昭和十二年十一月二十二日勅令第六百六十八號
- 〔肥料配給統制規則〕
- 昭和十四年三月二十五日農林商工省令第二號
- 〔皮革配給統制規則〕
- 昭和十三年七月一日商工省令第四十五號
- 〔皮革配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依ル販賣業者指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十八日商工省令第二百二號改正
- 〔皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル輸入業者指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月二十八日商工省令第二百五號
- 〔皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル移入業者指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十八日商工省令第三百四十八號
- 〔皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年十一月二十八日商工省令第三百四十九號
- 〔皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者指定ニ關スル件〕

指定ニ關スル件

- 昭和十三年十一月二十八日商工省令第三百五十號
- 〔皮革配給統制規則第九條ノ規定ニ依ル皮革ノ販賣價格指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月二十八日商工省令第二百七號
- 昭和十三年九月二十三日商工省令第二百七十九號改正
- 昭和十四年三月十日商工省令第五十四號改正
- 〔皮革使用制限規則〕
- 昭和十三年七月一日商工省令第四十三號
- 〔ゴム配給統制規則〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第五十五號
- 〔ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル配給機關指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第八十三號
- 昭和十四年四月八日商工省令第七十四號改正
- 〔ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依ル統制團體指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第八十二號
- 〔ゴム配給統制規則附則第三項ノ規定ニ依リゴムノ價格指定ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第八十五號
- 昭和十四年四月八日商工省令第七十五號改正
- 〔ゴムノ使用制限ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第五十三號
- 〔ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第五十四號
- 〔ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依ル團體

指定ニ關スル件

- 昭和十三年七月九日商工省令第八十二號
- 〔硝酸ノ製造制限ニ關スル件〕
- 昭和十二年十月二十八日商工省令第二十七號

第六 その他の物資

- 〔米松販賣取締規則〕
- 昭和十三年七月九日商工省令第五十二號
- 昭和十三年十月二十八日商工省令第九十二號改正
- 〔米松販賣取締規則制定ノ趣旨其ノ他ニ關スル件〕
- 昭和十三年七月六日商工省通達一三調整第七十三號
- 〔米穀ノ應急措置ニ關スル法律〕
- 昭和十二年九月十日法律第九十號
- 〔米穀ノ應急措置ニ關スル法律施行ニ關スル件〕
- 昭和十二年十一月二十六日勅令第六百七十三號
- 〔鋼料配給統制法〕
- 昭和十三年三月二十九日法律第九十號

物價調整關係法規

- 〔暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件(暴利取締令)〕——(本書七頁參照)
- 〔同上省令ノ取扱方ニ關スル件〕——(本書七頁參照)
- 〔物價委員會令〕——(本書六頁參照)
- 〔地方物價委員會規則〕——(本書六頁參照)
- 〔物價調査委員會令〕——(本書六頁參照)
- 〔物價調査委員會施行ニ關スル件〕——(本書六、七頁參照)

- 照
- 「物品販賣價格取銷規則」——(本書三頁參照)
- 「物品販賣價格取銷規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」——(本書四頁參照)
- 「物品販賣價格取銷規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ニ關スル件」——(本書四頁參照)
- 「物品販賣價格取銷規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ニ關スル件」——(本書三、四頁參照)
- 「物品販賣價格取銷規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」
- 「燻寸ノ販賣價格指定ニ關スル件」
- 昭和十三年十一月十四日商工省告示第三百三十六號
- 「故又八層ノ鐵ノ販賣價格指定ニ關スル件」
- 昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號
- 「綿糸販賣價格取銷規則」——(本書第一類「價格」ノ項參照)
- 「毛糸販賣價格取銷規則」——(本書第二類「價格」ノ項參照)
- 「毛糸ノ種類及最高價格指定ニ關スル件」——(同前)
- 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー絲販賣價格取銷規則」——(本書第五類「價格」ノ項參照)
- 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー系ノ種類及最高價格ニ關スル件」——(同前)
- 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー系ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)
- 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー系ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)
- 「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー系ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

貿易調整關係法規

- 種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)
- 「人造絹糸販賣價格取銷規則」——(本書第四類「價格」ノ項參照)
- 「人造絹糸ノ種類及最高價格指定ニ關スル件」——(同前)
- 「人造絹糸ノ種類及最高價格指定中改正ニ關スル件」——(同前)
- 「人造絹糸ノ種類及最高價格指定中改正ニ關スル件」——(同前)
- 「貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律」
- 昭和十二年八月十三日法律第七十三號
- 「昭和十二年法律第七十三號第五條ノ規定ニ依リ輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者及輸出品又ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ニ關スル件」
- 昭和十二年九月二十五日商工農林省令第二號
- 「貿易審議會官制」
- 昭和十二年九月二十四日勅令第五百三十一號
- 「統制協議會規程」
- 昭和十二年九月二十四日勅令第五百三十二號
- 「外國爲替管理法」
- 昭和八年三月二十九日法律第二十八號
- 昭和十二年八月二十八日法律第八十一號改正
- 昭和十二年九月十日法律第八十七號改正

爲替管理

戰時稅制

- 「支那專賣特別稅法」
- 昭和十三年三月三十一日法律第五十一號
- 昭和十四年三月三十一日法律第四十八號改正
- 「臨時稅捐措置法」
- 昭和十三年三月三十日法律第五十二號
- 昭和十四年三月三十一日法律第五十號改正

船舶管理

- 「外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」
- 昭和八年四月二十六日大藏省令第七號
- 昭和八年五月十八日大藏省令第十二號改正
- 昭和八年八月八日大藏省令第十九號改正
- 昭和八年九月二十八日大藏省令第二十六號改正
- 昭和十一年十一月二十七日大藏省令第三十八號改正
- 昭和十二年七月七日大藏省令第二十一號改正
- 昭和十二年十二月十一日大藏省令第五十三號改正
- 昭和十三年六月四日大藏省令第六十二號改正
- 昭和十三年十月八日大藏省令第六十二號改正
- 「外國爲替管理法ニ基ク臨時措置ニ關スル命令ノ件」
- 昭和十二年一月八日大藏省令第一號
- 昭和十二年七月七日大藏省令第二十三號改正
- 昭和十二年八月二十八日大藏省令第三十七號改正
- 昭和十二年十二月十一日大藏省令第五十三號改正
- 昭和十三年三月二十八日大藏省令第十二號改正
- 昭和十三年十月八日大藏省令第六十四號改正
- 「臨時船舶管理法」
- 昭和十二年九月十日法律第九十三號
- 「臨時船舶管理法施行期日ニ關スル件」
- 昭和十二年九月二十八日勅令第五百五十一號
- 「臨時船舶管理法施行規則」
- 昭和十二年九月二十九日逓信省令第六十九號
- 「臨時船舶管理委員會官制」
- 昭和十二年九月三十日勅令第五百七十號

304
237

304

昭和十四年四月十五日印刷
昭和十四年四月二十日發行

非賣品

不許
複製

448

發行所	大阪市東區高麗橋三丁目一〇	編者	松井辰之助
株式會社	芝川商店調查課	印刷者	大阪市南區安堂寺橋通一ノ一 濱田正夫
右代表者	土生重雄	印刷所	大阪市南區安堂寺橋通一ノ一 濱田印刷所

終